

徳島県浄化槽事務取扱要領

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案 (R5)	現 行 (R4)
<p>(浄化槽台帳の作成) <u>第8条 県及び環境技術センターは、「浄化槽台帳システムの共同利用に関する協定書」に基づき、台帳システムを作成するものとする。</u> <u>2 県は、浄化槽の設置及び維持管理に関する情報を収集し、環境技術センターは、この情報に自ら収集した情報を加え、遅滞なく台帳システムの情報を更新するものとする。</u> <u>3 県は、保守点検及び清掃の実施状況に関する情報について、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に提供を求めるものとする。</u></p> <p>(市町村長への通知) <u>第9条 県は、各年度末までに更新された浄化槽台帳情報について、翌年度の4月末までに関係市町村長に送付するものとする。</u></p>	<p>(浄化槽台帳の作成) 第8条 総合県民局長等は、浄化槽設置届出書及び浄化槽設置に関する計画書の提出状況について、様式14による浄化槽台帳を作成する。 2 総合県民局長等は、浄化槽台帳の記載事項について、立入検査等により改廃等の事実が確認された場合は、必要に応じて訂正を行うことができるものとする。</p> <p>(市町村長への通知) 第9条 総合県民局長は、各年度ごとに作成または訂正された浄化槽台帳の写しについて、翌年度の7月10日までに関係市町村等の長に送付するものとする。</p>